

岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内各地域の防災力を維持・継続させていくため、各地域の防災リーダーとなりうる小中高校生を対象に、防災を楽しく学ぶとともに、学んだ知識に基づき、地域の様々な年代の方々への啓発や防災に関する自主企画事業など防災に関する活動に取り組む地域クラブ活動の運営を担う又は担う予定の市町村や自治会などの法人及び任意団体（以下「補助事業者」という。）の活動を支援するため、活動及び設立に要する費用に対し、予算の範囲内で、岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 補助事業者、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない配分の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更(補助対象経費の総額の20%を超えない減額又は補助金の交付の目的及び補助事業の内容に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) この補助金の交付を受けた事業に対し、重複して国又は他の都道府県、その他の公的機関(以下「国、県等」という。)の補助金等の交付を受ける場合は、その交付額と県からの交付額との合計が補助対象経費を超えないこと。

2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書(別記第2号様式)

(2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)

(3) 前項第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付の決定の日から起算して15日を経過する日とする。

2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第5号様式により行うものとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による事業遂行報告書を提出しなければならない。

(立入検査等)

第8条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は事務所等に立ち入り、帳簿その他関係物件等を検査し、質問することができる。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第10条 知事は、実績報告書により事業終了後速やかに履行の確認を行い、別記第8号様式による補助金等履行確認調書を作成するものとする。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分制限)

- 第13条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 規則第21条第2号の機械及び重要な器具で知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間とする。
- 4 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(書類の提出部数)

- 第15条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

補助事業者	補助事業	補助対象経費	補助金の額
防災に関する地域クラブ活動を運営する法人又は任意団体	小中高校生を対象に、防災に関する地域クラブ活動の一環として実施する以下の事業 ①学習会 ②野外活動 ③自主企画事業 ④定例活動 ⑤その他知事が必要と認めたもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、その他補助事業の実施に必要と知事が認める経費	上限100千円 （30千円を下限とする。）
防災に関する地域クラブ活動を運営する予定の法人又は任意団体	小中高校生を対象に、防災に関する地域クラブ活動を行うための準備行為として実施する以下の事業 ①勉強会 ②視察 ③設立準備 ④その他知事が必要と認めたもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、その他補助事業の実施に必要と知事が認める経費	上限100千円 （30千円を下限とする。）

(注) 1 他の取引との相殺による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払及び事業期間内に契約が完了しない割賦による支払を行わないこと。

2 次の経費は、補助金の交付の対象としない。

- ①補助事業者の職員等の人件費
- ②専門家・講師及び防災に関する地域クラブに所属する指導者や参加者以外の旅費（交通費・宿泊費）
- ③汎用性があり目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費
- ④電話、インターネット等の通信費（クラウドコンピューティング利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- ⑤国、県等が交付する他の補助金、交付金等の対象となった経費
- ⑥補助事業に参加料や協賛金等に相当する収入があるときは、その相当額を補助対象外とする。
- ⑦その他補助することが適当でない認められる経費

別記

第1号様式（第4条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 補助事業の目的及び内容

別添 事業実施計画のとおり

3 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金交付申請額	金	円

4 添付書類

- (1) 事業実施計画（活動支援用又は設立支援用）（別紙様式1）
- (2) 収支予算書（別紙様式2）
- (3) 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
- (4) 事業内容を補足する資料（企画書、仕様、図面等）
- (5) 団体規約（任意団体の場合に限る）

第2号様式（第5条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金
事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更する事業名

2 変更の理由

第3号様式（第5条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金
事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

- 1 変更する事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
別添 事業実施計画のとおり

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金
事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた標記補助金に係る事業を
下記のとおり中止(廃止)したいので、承認を申請します。

記

- 1 中止(廃止)する事業名
- 2 中止(廃止)の理由
※ 具体的に記載すること。
- 3 中止の期間(廃止の時期)

第5号様式（第6条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記の理由により、申請の取下げをします。

記

取下げをする理由

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名
事務担当者及び連絡先

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金事業遂行報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 着手年月日	年 月 日
3 交付決定額	円
4 進捗状況	(事業計画と比較して具体的に記入すること。)
5 今後の見通し	

6 経費の執行状況

(単位：円)

経費区分	内容	補助事業に要する経費		補助対象経費		左の負担区分				備考
		予算額	決算見込額	予算額	決算見込額	自己負担額		補助金額		
						予算額	決算見込額	予算額	決算見込額	
合計										

(注) 1 「予算額」欄には、事業実施計画書に記載したもの(事業実施計画書を変更した場合は、承認を受けた変更後の計画に基づくもの)を記載すること。

2 「補助対象経費」欄には、補助事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費について記載すること。

3 予算額と決算見込額が著しく相違するときは、その理由を記載すること。

4 金額については、千円未満を切り捨てず1円単位まで記載すること。

7 経費の支出状況

経費区分	内容	積算	金額	補助対象経費	見積 年月日	契約 年月日	入手 年月日	支払 年月日
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
合計			円	円				

(注) 1 「内容」欄には、経費区分ごとに詳細な経費を記載すること。

2 「積算」欄には、経費ごとに名称、積算明細(単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み))、仕様、購入先等を記載すること。

3 「金額」欄には、消費税額及び地方消費税額を含めた金額を記載すること。

4 「補助対象経費」欄には、補助金交付の対象となる経費について、消費税額及び地方消費税額を含めた金額を記載すること。

5 「入手年月日」欄には、補助対象物件が納品された日を記載すること。

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業
を 年 月 日付けで完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の
規定により、次の書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付の対象となった事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金の額

(1) 補助事業に要した経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金の額	金	円

3 添付書類

- (1) 事業実施状況（別紙様式5）
- (2) 収支決算書（別紙様式6）及び経費支出管理表（別紙様式6別添）
- (3) 事業の実施状況を確認できる書類（事業の成果物（広報物、報告書等））
- (4) 会計帳簿等の写し
- (5) 会計根拠書類（請求書及び領収書の写し等）

第8号様式（第10条関係）

補助金等履行確認調書

県における補助区分		補助金等・間接補助金等
補助事業名 (補助金名)	国	
	県	
事業完了年月日		年 月 日
履行確認者		
履行確認方法		現地・書面・電話・その他（ ）
履行確認年月日		年 月 日

- 備考 1 補助金等とは岐阜県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第2条第1項に定めるもの。ただし交付規則第2条第4項に定める間接補助金等を除く。
- 2 補助事業名の国欄は該当がなければ記載を要しないこと。
- 3 事業完了年月日欄は、補助金等が全額交付される前の補助事業者が補助事業等を完了した日を記載すること。
- 4 履行確認者は氏名を記載すること。
- 5 履行確認方法は補助金要綱等に定める方法により行うこと。
- 6 事前決裁書において履行確認者を指定すること。
- 7 この様式は、2件以上を一括して作成するときは、様式を適宜変更することができる。
- 8 補助金の性質により、この様式により難しいときは、様式中の記載事項を適宜変更することができる。

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

発行責任者
事務担当者
連絡先

年度岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記
のとおり請求します。

記

1 交付請求する事業名

2 補助金請求額 金 円也
内訳 交付決定額 円
既受領済額 円
確定額 円
今回請求額 円
残 額 円

3 振込先

金融機関名	銀行（金庫）	支店
口座名義（ふりがな）		
預金の種別	普通 ・ 当座	
口座番号		

（注）概算払請求の場合は、補助対象経費支出実績書（別紙）を添付すること。

補助対象経費支出実績書

経費区分	内 容	金 額	見 積 年月日	契 約 年月日	履 行 年月日	支 払 年月日	補助金充当額	備 考
		円					円	
		円					円	
		円					円	
		円					円	
		円					円	
合 計		円					千円	

- (注) 1 「内容」欄には、名称、仕様等を記載すること。
2 「履行年月日」欄には、補助対象物件が納品された日又は調査等実施された日を記載すること。
3 「備考」欄には、購入先、支払先等を記載すること。
4 「金額」欄には、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記載すること。
5 「補助金充当額」欄には、補助金の交付を希望する額を記載すること。
6 金額については、1円単位まで記載すること。